

# ○学校法人実践女子学園公益通報に関する規程

(平成21年3月11日制定)

改正 平成26年4月1日改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人実践女子学園(以下「学園」という。)の公益通報に関して、その取扱いを定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 公益通報とは、次項に定める公益通報者が、学園の役員、教職員及び学生(以下「科目等履修生」を含む)の法令違反に関して通報及び相談を行うことをいう。

2 公益通報者とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 教職員及び学園と契約関係にある労働者

(2) 学生

## (窓口)

第3条 公益通報に対し、迅速かつ適切な対応を行うため、内部監査室に窓口を置く。

2 学務部及び中学校高等学校事務部等に通報があった場合には、速やかに内部監査室に取り継ぐものとする。

3 前条第2項で定める公益通報者以外からの通報及び第4条に定める方法以外の通報については、内部監査室において受理の可否を判断する。

## (公益通報の方法)

第4条 公益通報は、原則として、氏名及び連絡先を明らかにした上で、面談又は電子メール、ファクシミリ、書面、電話等の方法により行う。

## (禁止事項)

第5条 公益通報者は、不正利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の目的(以下「不正目的」という。)をもって、公益通報を行ってはならない。

2 前項に規定する不正目的の公益通報を行った者については、就業規則及び学則等の学園諸規程に基づき、懲戒処分を行う。

## (公益通報への対応)

第6条 内部監査室は、公益通報受理後、迅速かつ適切にその対応を決定しなければならない。

2 内部監査室長は、公益通報について直ちに理事長に報告しなければならない。

3 理事長は報告に基づき、公益通報に係る事実関係調査実施の可否を決定する。

4 内部監査室長は、当該公益通報者に対し、調査実施の有無を通知しなければならない。また、調査を実施しない時は、その理由を通知しなければならない。

5 ハラスメントに関する公益通報については、「学校法人実践女子学園ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき対応する。

## (調査の実施)

第7条 前条第3項において事実関係調査の実施が決定した時は、内部監査室長は必要に応じ調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (委員会)

第8条 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成し、内部監査室長が委員長となる。

- (1) 常務理事
  - (2) 内部監査室長
  - (3) 総務部長
  - (4) 財務部長
  - (5) その他、委員長が必要と認めた者
- (調査の実施)

第9条 委員会は通報された事実関係について、書類調査、実地調査、聞き取り調査及びその他の適切な方法により調査を行う。

- 2 調査を行うために、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 3 内部監査室長から、公益通報に係る事実関係の調査協力を求められた部署は、通報された事実関係について、書類調査、実地調査、聞き取り調査、その他の適切な方法により協力しなければならない。

(小委員会)

第10条 前条第2項に規定する小委員会は、通報された事実関係によって、その都度委員会が構成員を決定する。

(遵守事項)

第11条 内部監査室長及び委員会委員はその職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公平不偏の態度を保持し、調査を実施すること。
  - (2) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
  - (3) 調査対象部署や調査対象者の業務遂行に重大な支障を与えないこと。
  - (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 内部監査室長及び委員会委員は、その職を辞した後についても、同様とする。
  - 3 内部監査室長及び委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第12条 内部監査室長は、公益通報の事案処理に当たっては、その状況を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第13条 理事長は、前条の報告により、対処の必要性を認めた場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不正取扱いの禁止)

第14条 公益通報を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し解雇、減給、派遣契約の解除その他不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 前項において、不正目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

第15条 法令違反等を行っていた者が、委員会がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該公益通報者の処分を免除、又はその程度を軽減することがある。

(通知)

第16条 内部監査室長は、当該公益通報者に対して、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第17条 内部監査室は、当該公益通報の是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報者への不利益な取扱いがないこと。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、内部監査室が担当する。

(規程の改正)

第19条 この規程を改正するときは、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年3月11日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。